

新白岡駅東口の武蔵野銀行前に葬儀場建設が予定されていることから下記3点の請願がなされました。審査経緯、結果などについてご報告いたします。

●● 産業建設常任委員会における主な質疑 ●●

請願内容

① 白岡市総合振興計画及び地区計画の方針に合致しているのか、第三者の有識者らによる審査会で審議いただき、その結果を踏まえた開発許可を出すこと。

請願についての市の見解

地区計画上の制限の効果は、地区整備計画に位置付けられて初めて生じるものであり、葬儀場は、この地区整備計画で制限していない。また、開発許可については、「都市計画法の基準に適合しており、かつ申請の手続きが適法である場合は、開発許可をしなければならない」と定められている。地区計画については、地区整備計画の内容に即した計画となっていれば、開発許可をしなければならない。また、総合振興計画や地区計画の方針は開発許可の基準としては定められていないことから、第三者の有識者らによる審査会での審議結果を踏まえることは難しいと判断している。

② これまでにすでに行っている行政指導については地域住民の意向を踏まえ再検討すること。また、これからの行政指導については、住民の意向を反映させること。

行政指導は市行政手続条例で、市が所掌する事務を逸脱してはならないことや、相手方の任意の協力によって実現されるものであると定められている。市では、市開発行為等指導要綱に適合するように行政指導を行うとともに、地域住民と事業者との間で十分な協議・調整を行うよう働きかけるなど、地域住民の思いは事業者にも今後も伝えていきたいと考えている。

③ 本計画地における開発行為許可申請の添付書類として、本計画に対する内容について、地域住民と本計画の事業者が合意した旨が記された書面を追加すること。

地域住民と事業者が合意した旨が記された書面を添付することは開発許可に関連するいずれの法令においても、要していないことから、これらの書面を追加することは法令の規定上、難しい。



問 地元住民の要望等に、事業者は全く応じてこなかったのか。始めから、建設ありきの態度なのか。

答(紹介議員) そのとおりである。なぜ葬儀場を建てるのか、なぜあの土地なのかといったことなど、建設以前の説明からして、全くなされていない。地元地域には代理人や建設業者しか来ない状況であり、事業主が全く表に出て来ないため、地域住民は話し合いにならず大変困っている。

問 建築の用途は、集会場（斎場）となっているが、地区整備計画では問題はないのか。

答(市) 葬儀場は集会場としての取扱いになり、地区整備計画では制限していない用途であることから適合していると判断することになる。

11月28日 産業建設常任委員会付託

12月12日 産業建設常任委員会審査

● 12月14日に開催される住民説明会の内容を把握したうえでさらに審査をする

12月16日 産業建設常任委員会審査

● 願意を尊重し趣旨採択とする、地域住民の意向を最大限尊重すること、と決定される

12月18日 本会議にて
趣旨採択賛成少数で否決される

原案賛成多数のため原案採択